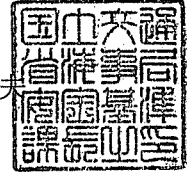


国海安 43 号  
平成 22 年 6 月 17 日

社団法人 日本船舶品質管理協会  
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全基準課長  
久保田 秀夫



船舶検査心得の一部改正について

船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。



# 船舶検査心得の一部改正について

平成 22 年 6 月  
海事局安全基準課

## 1. 背景

昨年 10 月、船舶共通通信システムを普及させる目的で、小型船舶が任意に設置する安価な国際 VHF の無線機器を導入することができるように、電波法上の取り扱いに関する規制緩和がなされた。

当該無線機器(5W 出力型 VHF 無線電話)は、従来から、船舶安全法上の一般通信用無線電信等と認められているマリン VHF と同等以上の性能を有することから、今般、当該無線機器をマリン VHF と同様に扱って差し支えないこととするため、船舶検査心得の一部改正を行う。

また、小型船舶に搭載される救命設備の代替措置に係る無線設備の設置規定についても同様の見直しを行う。

## 2. 改正の概要

### (船舶設備規程心得)

船舶設備規程第 311 条の 22 において、船舶には、航行する水域に応じた無線設備の設置が義務付けられている。A2 水域又は A1 水域のみを航行する船舶については、一般通信用無線電信等を搭載した場合には MF 無線電話の搭載を免除できることとなっており、一般通信用無線電信等の要件が船舶検査心得に規定されている。

船舶検査心得には、二時間限定沿海船又は平水区域を航行区域とする船舶について、一般通信用無線電信等としてマリン VHF が規定されているところ、新たに、5W 出力型 VHF 無線電話をマリン VHF と同等のものとして追加する。

### (小型船舶安全規則心得)

小型船舶安全規則第 58 条において、船舶の航行する水域に応じ、備え付けるべき救命設備の数量が規定されている。

小型船舶安全規則第 58 条第 2 項第 1 号ロにおいては、二時間限定沿海小型船舶について、「非常の際に付近の船舶その他の施設に対し必要な信号を有効確実に発信できる設備であって国土交通大臣が定めるもの」を搭載していれば、小型船舶用膨張式救命いかだ又は小型船舶用救命浮器の備え付けを省略できることとなっている。

当該設備については、告示及び船舶検査心得において、「非常の際に陸上との間で有効かつ確実に通信を行うことができる無線電話」の一つとして、マリン VHF が規定されているところ、新たに、5W 型 VHF 無線電話をマリン VHF と同等のものとして追加する。

## 3. スケジュール

施行日：平成 22 年 6 月 15 日

以上